



議案第六十六号

三朝町家庭奉仕員派遣手遂料の徴収に関する条例の一部

改正について

次のとおり三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年七月十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十九年七月拾七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例の一部を

改正する条例

三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例（昭和五十七年三朝町条例第二十九号）の

一部を次のように改正する。

別表中「二九〇円」を「二九五円」に、「五八〇円」を「五九〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十九年八月一日から施行する。